非木造住宅耐震改修費補助申請チェック表

耐震改修補助を受けようとされる方は次の条件に当てはまることが必要です。

すべての項目に該当するか確認してください。

|  |
| --- |
| 非木造住宅耐震改修費補助を受けるための条件 |
| 市内に存する非木造住宅ですか？ | はい | いいえ |
| 延べ面積が１０００平方メートル以上かつ地階を除く階数が３階以上のものいがいですか？ | はい | いいえ |
| 戸建て、長屋または共同住宅ですか？（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。） | はい | いいえ |
| 区分所有された住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたものですか？ | はい | いいえ |
| 昭和５６年５月３１日以前に着工されたものですか？ | はい | いいえ |
| 現に居住の用に供しているものですか？ | はい | いいえ |
| （財）愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門機能を有する機関の診断を受けましたか？ | はい | いいえ |

補助金の額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 耐震改修に要する経費（延べ床面積に１平方メートル当たり３２，６００円を乗じて得た額を限度とする）の２３パーセントの額 | 次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第２号の額を差し引いた額を助成金の額とする。（ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）1. 対象経費の３分の２の額
2. 租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税の特別控除の額
 |

申請の流れ

交付申請（必ず工事着工２週間前には申請してください）

　　　　（１２月末までに提出下さい。）

□非木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1号）

* 耐震診断のカルテの写し
* 耐震改修の計画認定書、専門機関の評定通知書又は全体計画の認定書の写し
* 耐震改修に要する経費の見積書

（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区別ができるようにしたもの）

* 補助の対象を明示した図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、関係図面等）
* 申請者が管理組合である場合は、組合規約及び耐震改修の実施に係る議決書
* 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
* 建築年次を確認することができる家屋の物件証明書（固定資産評価証明書）
* 現況写真
* その他市長が必要と認めるもの

交付決定

　　　申請内容を審査後、交付決定通知書を発行

着手の届け

* 非木造住宅耐震改修着手届け（様式第３号）
* 契約書の写し
* 工程表
* 連絡者リスト（耐震診断事業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者及び管理組合の代表者の氏名及び連絡先を記したもの）

着工

　　　　計画の変更・中止がある場合は、遅滞なく必要書類を添付の上提出してください

完了

実績報告（２月末までに実績報告書が提出される工事が補助対象となります。）

* 非木造住宅耐震改修等実績報告書（様式第7号）
* 変更契約書の写し（変更があった場合）
* 施工状況が分かる写真（着手前、工事中、完了後の写真）
* 耐震改修に要した経費の領収書の写し

（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区別ができるようにしたもの）

* 補助金支払い請求書
* その他市長が必要と認めるもの
* 住宅耐震改修証明申請書（希望する人）
* 地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書（希望する人）

補助金振込み

　　以上の内容を審査し、適当と認められたとき所定の口座に振り込みます